

令和2年4月1日より「職場適応支援者」が栃木労働局に配置されました

障害者を雇用している公的機関

(国、地方自治体、教育委員会、独立行政法人)



の職場定着を支援します

公的機関において採用された障害者の職場定着を促進すると共に、事業所の相談体制の整備を支援することを目的に、職場適応支援者が職場を訪問して障害者の方と事業所双方のお話を伺い、課題の解決に向けて支援を行います。

職場適応支援者とは、精神保健福祉士等の資格を有する専門相談員です。

事業所の方が、こんな内容で困ってしまったら

- どのような合理的配慮を行えばよいか
- どのような業務を用意すればよいか
- どのように本人から話を聞けばよいか
- 相談体制の整備をどのように行えばよいか
- 関係機関との連携をどのように行えばよいか 等

障害者の方が、こんな内容で困ってしまったら

- 困っていることをうまく伝えられない
- うまく断れずに仕事を抱え込み疲れてしまう
- 段取りが苦手な仕事はかどらない
- 何から手を付ければよいか悩んでしまう
- 人間関係で悩んでしまう 等

そのような場合には、お気軽にご連絡ください。事業所の方からも、障がい者の方からも相談を受け付けております。

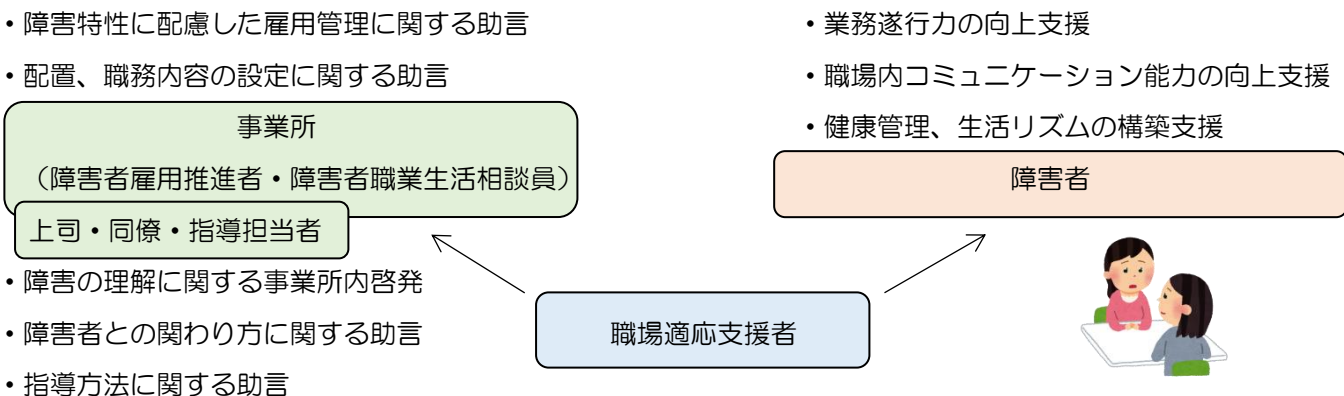
お問い合わせ先

栃木労働局 職業安定部 職業対策課

職場適応支援者 杉田

電話：028-610-3557

【職場適応支援者による支援のしくみと標準的な支援の流れ】



定期的な事業所訪問	計画的な支援 (標準支援期間1~8か月)		フォローアップ
	集中支援/週数回程度	移行支援/月数回程度	数か月に一度訪問
職場適応状況の把握	適応課題の改善	支援主体を事業所に移行	経過確認により助言

職場適応支援者の活用事例

精神障害者を、非常勤の事務補助員として採用しました。配属先の指導担当者は、どのように関われば良いか具体的なイメージを持つことが出来ず、不安を感じたまま受け入れを行いました。今でも「どの作業を頼めば良いのだろうか」と悩んでしまうことがあります。配属先の同僚も、「精神障害って何?」と「わからない事への不安」を感じてしまい、あまり声掛けが出来ずにいます。

障害者職業生活相談員も、配属した障害者に合わせて、どのような配慮を行えば良いか「うまく説明できなくて」と悩むことがあります。

そのため、専門職の助言を受けながら課題を整理して合理的配慮が提供できるように支援が受けられないだろうか、日頃からちょっとした質問が気軽にできる環境があると安心だ、と考えました。



事業所担当者

職場適応支援者が定期的な職場訪問を行うことで、障害者の職場適応状況を把握しながら、事業所担当者や障害者本人との関係づくりを行って行く中で、一つ一つ合理的配慮に関する本人の希望と事業所の対応を一緒に確認しました。本人が自分の言葉で希望を伝えることで、事業所担当者が安心して本人と関わるようになってきました。

本人が職場にも慣れて来たことで、取り組む業務の種類が増えた頃に、それまで出来ていた事がうまく出来ない状況が生じたため、それまでの支援計画を見直して集中的な訪問を実施しました。業務への取り組み方について助言を行い、作業手順と日課の見直しを行うことで、事業所から求められる作業水準を回復することができました。

計画的な支援期間が終了した後も、フォローアップで定期的に職場訪問を行い、事業所が行っている相談体制について助言しています。

事業所の担当者や同僚の方々が、安心して障害者と一緒に働ける環境づくりがとても大切だと思います。



職場適応支援者

まずは正確に作業できること、慣れてきたら作業のスピードを速めること、安定してできるようになったら新たな作業を追加するなど、段階的な指導で効果的に業務指導に取り組んでいましたが、情報の整理が苦手な障害特性から、一度にたくさんの課題に直面すると混乱してしまう、全体の把握が苦手で段取りが付けられない、といった行動特性が生じてしまい、普段出来ていることが出来なくなっていました。指示は一つずつ、リストの上から順番に着手する、といった合理的配慮により生産性が回復し本人も自信が持てました。事業所担当者は、あらためて特性と配慮について理解することが出来て、ストレスを感じやすい場面がイメージしやすくなり、本人を含めて職場の同僚とも共有することで、本人も相談しやすくなりました。

以前よりも事業所の相談体制が整い、職場定着が促進されている手ごたえを感じています。

